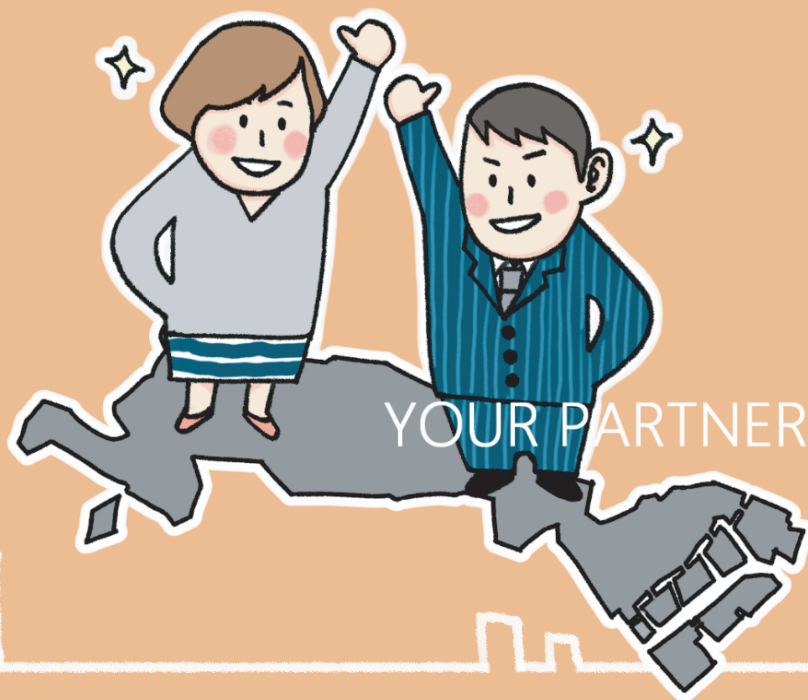


令和8(2026)年度



川崎市中小企業融資制度のご案内

中小企業者等の「今」と「明日」を支える



P.1 申込みの流れ・ご利用いただける方

P.2 お申込み・取扱金融機関

P.3 川崎市信用保証協会・信用保証料

P.4 セーフティネット保証

P.5 お問い合わせ

P.5~6 SDGs・脱炭素化取組支援融資

P.7~10 融資制度一覧表

川崎市中小企業融資制度とは

川崎市が川崎市信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。

多くの制度で固定金利が利用でき、返済期間を長期に設定しています。

中小企業者等の皆様が川崎市信用保証協会に支払う信用保証料の一部について川崎市が補助を行っています（一部制度を除く）。

令和8年度川崎市中小企業融資制度の特徴

- モニタリング強化型特別資金の創設
- SDGs・脱炭素化取組支援融資の100%信用保証料補助の継続（要件変更）
- 伴走支援型経営力強化資金の信用保証料補助を70%に拡充（期間限定）
- 創業支援資金等の企業診断の廃止

川崎市 経済労働局 経営支援部 金融課

電話 044-544-1846・1847 FAX 044-544-3263

住所 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階

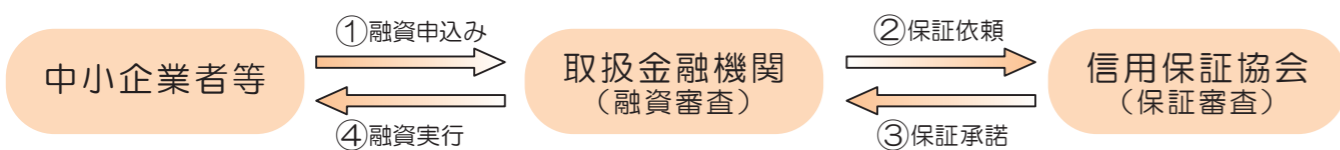
川崎市 融資制度

検索



令和8年（2026年）4月1日現在

申込み手続きの一般的な流れ



- ①川崎市中小企業融資制度の取扱金融機関（P.2）へ融資の相談・申込みを行います。
- ②取扱金融機関は融資審査後、川崎市信用保証協会へ保証を依頼します。
- ③川崎市信用保証協会は保証審査後、保証承諾を行います。
- ④取扱金融機関が融資実行します。

ご利用いただける方

1 中小企業者又は協同組合等であること

※「中小企業者」とは次のいずれかに該当する方です。

①資本金、従業員数が、次の要件のいずれかを満たす法人及び個人事業者

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

②医業を主たる事業とする場合 法人は従業員数300人以下、個人は従業員数100人以下

③従業員数が300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人）以下の特定非営利活動法人（NPO法人）

※「協同組合等」の例…中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

2 川崎市内に事業所を置いていること

※創業支援資金の場合、法人は登記、個人は主たる事業所が川崎市内にいることが必要（これから創業する方は予定でも可）です。

3 業歴1年未満の事業者については、創業支援資金を利用済みであること

4 納期が到来している住民税を完納していること

5 中小企業信用保険制度の特定業種に属する事業を営んでいること（農林漁業（一部を除く）、金融・保険業（一部を除く）、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、NPO法人を除く非営利団体、宗教法人等は対象外）

詳細については川崎市信用保証協会へお問い合わせください（P.5）。

6 許認可を要する業種については、その許認可を取得していること

7 全国の信用保証協会の代位弁済による求償債務がないこと（連帯保証人も含む）

8 金融機関の取引停止処分（第1回不渡りを含む）を受けていないこと

9 借入金の返済が遅滞していないこと

10 破産、民事再生、会社更生等法的整理の申請中でないこと

11 休眠会社でないこと

12 その他法令遵守していること

資金使途

事業に必要な運転資金又は設備資金に限ります。生活資金、住宅購入資金、投機資金など事業に直接関係のない資金は対象となりません。

保証人・担保

個人事業者の場合：原則として連帯保証人は不要です。

法人の場合：必要となる場合があります。原則として代表者以外の連帯保証人は不要です。

担保は必要に応じて徴します。

事業者選択型経営者保証非提供制度について

信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者等が信用保証料率の上乗せ（該当する要件により年0.25%又は年0.45%）を条件として経営者保証（中小企業者等が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となること）を提供しないことを選択できる制度です。経営者保証を提供することなく融資を受けることができます。

融資のお申込み

1 融資申込みに必要な書類

①	信用保証委託申込書等（川崎市信用保証協会所定様式、取扱金融機関から必要に応じて配布します）
②	（個人）確定申告書の写し（法人）決算書の写し
③	（個人）住民票（法人）履歴事項全部証明書 ※外国人の場合 中长期在留者：在留カードの写し（表裏） 特別永住者：特別永住者証明書の写し（表裏）
④	住民税の納付が確認できる書類（写し可） （「納税証明書」「領収証書」「eLTAX 地方税ポータルシステム又は地方税お支払サイトの納付済みがわかる画面」「個人事業主で、住民税を口座振替している場合は、納税通知書に記載されている納税金額の引き落としが確認できる通帳の写し又は取引明細書」）
⑤	印鑑証明書
⑥	許認可を要する業種を営んでいる場合はその許認可書の写し
⑦	設備資金見積書（設備資金を利用する場合）

※NPO法人の場合は、上記書類の他、事業報告書等の提出が必要です。

※マイナンバー（個人番号）、本籍が記載された書類（住民票、個人の確定申告書等）を提出する場合は、マイナンバー（個人番号）、本籍を判別できないよう塗りつぶしたものを提出ください。

※その他、資金ごとに必要な書類がありますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。

2 申込窓口

融資のお申込みは、以下の取扱金融機関でお受けしております。

取扱金融機関（27行）

銀行16行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行
	群馬銀行	きらぼし銀行	横浜銀行	山梨中央銀行
	静岡銀行	阿波銀行	三井住友信託銀行	東日本銀行
信用金庫10行	神奈川銀行	静岡中央銀行	徳島大正銀行	PayPay銀行
	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫
	さわやか信用金庫	芝信用金庫	西武信用金庫	城南信用金庫
その他1行	世田谷信用金庫	多摩信用金庫		
	商工組合中央金庫			

川崎市信用保証協会について

川崎市信用保証協会は、中小企業者等が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となって中小企業者等を支援することにより、地域経済の振興と発展に寄与することを目的とした「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

川崎市信用保証協会のお問合せ先はP.5をご確認ください。



信用保証料率について

川崎市信用保証協会の保証を受けるには、川崎市信用保証協会の審査を受け、所定の信用保証料を支払う必要があります。信用保証料率は、企業の経営状況及び責任共有制度の対象が否かにより、次のとおり設定されます。

◆通常の信用保証料率

・責任共有制度対象 年0.450%～1.900% ・責任共有制度対象外 年0.500%～2.200%

◆川崎市補助による特別保証料率

川崎市が信用保証料の一部を補助することで、通常に比べ、割安な特別保証料率を設定しています。なお、中小企業者等の経営状況に応じて料率は異なります。また、上記とは別に一部の対象制度において、P.5～6「SDGs・脱炭素化取組支援融資」の要件を満たすと、川崎市から追加で補助を受けることができます。

※担保提供がある場合は、一部の保証制度（セーフティネット保証等）を除き、年0.1%の割引があります。

※信用保証料率は、川崎市中小企業融資制度要綱別表第2「信用保証料率一覧表」をご確認ください。



◆責任共有制度

責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等の経営状況等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者等に対する適切な支援を行うことを目的として、全国の信用保証協会を導入されている制度です。

従来は、信用保証協会が中小企業者等の借入金額の100%を信用保証することが原則でしたが、平成19年の責任共有制度の導入以降、一部の保証制度を除き、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

【責任共有制度の対象外（信用リスクの全てを信用保証協会が負担）となるもの】

- ①小規模事業資金（セーフティネット1号～4号、6号）
- ②小口零細対応小規模事業資金
- ③経営安定資金の一部（セーフティネット1号～4号、6号・災害関係保証・危機関連保証等）
- ④創業支援資金（アーリーステージ対応資金（創業関連保証）、スタートアップ創出促進資金（SSS保証））

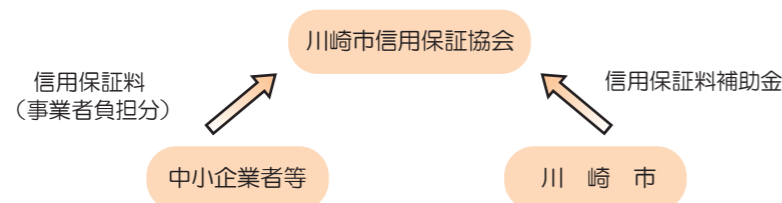
※その他、特別小口保険を利用する場合

◆信用保証料・信用保証料率の詳細については、川崎市信用保証協会へお問い合わせください（P.5）。

信用保証料の補助について

川崎市では、市融資制度を川崎市信用保証協会の保証付きで利用した場合、信用保証料の補助を行うことにより、中小企業者等の方の資金繰りの支援を行っています（一部制度を除く）。

中小企業者等の方の**手続きは不要**です。川崎市が中小企業者等の方に代わって、信用保証料の補助分を川崎市信用保証協会へ支払います。



セーフティネット保証について

業況の悪化、自然災害等によって、経営の安定に支障が生じている中小企業者等を一般保証（最大2億8千万円の保証枠）とは別枠（最大2億8千万円）の保証の対象とする国の制度です。

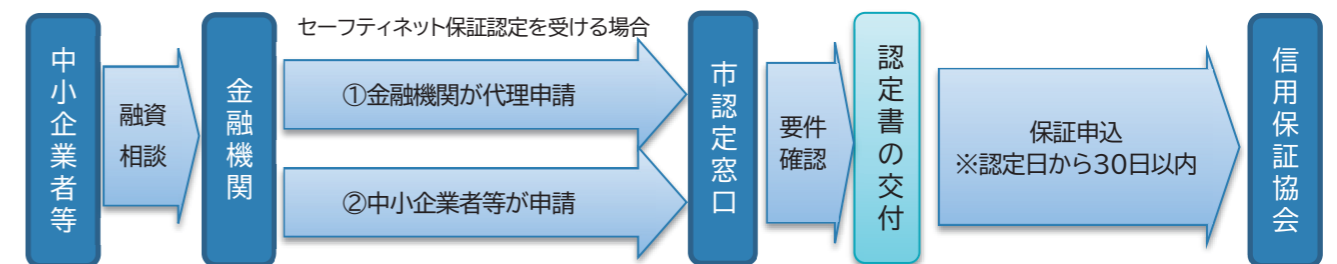
この保証を受けるには、事業実態がある事業所の所在地の市区町村での認定が必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項に基づく保証（セーフティネット保証）の種類

1号：連鎖倒産防止	6号：取引金融機関の破綻
2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
3号：突発的災害（事故等）	8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡
4号：突発的災害（自然災害等）	
5号：業況の悪化している業種（全国的）	

※それぞれ国の指定する要件を満たす必要があります。

＜セーフティネット保証認定の申込みフロー＞



＜認定後の保証申込フロー＞

- ※ ①、②どちらでも申請が可能です。
- ※ 認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申込みください。
- ※ 本認定とは別に、融資の実行には金融機関及び信用保証協会による審査があります。

セーフティネット保証の中で利用の多い「第5項第5号（イ）」の認定要件は、以下のとおりです。

●対象となる中小企業者等（全ての要件を満たす必要があります）

- ・川崎市内に事業実態がある事業所があること
- ・指定業種（業況の悪化している業種（全国的））に属する事業を行っていること
※「政府統計の総合窓口e-Stat」により、ご自身の営んでいる業種をご確認ください。
- ・最近3か月間の指定業種の売上高が、企業全体の売上高の5%以上を占めていること
- ・最近3か月間の企業全体及び指定業種の売上高が、ともに前年同期に比べて5%以上減少していること



e-Stat Web ページ

【最近3か月間】とは、申請月の前月又は前々月を含んだ3か月となります。

（例：4月に申請→「3月・2月・1月」又は「2月・1月・12月」）

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未集計の場合には、前々月の前の月も可とします。

（例：4月申請の場合、「1月・12月・11月」も可）

※天災その他やむを得ない事情により、前々年等との比較を行う場合は、月別残高試算表等により、前年と比較できないことを証明する客観的根拠が必要です。

手続きによっては、電子申請ができる場合があります。（令和8年4月時点 5号（イ）①）

認定要件等は変更になる場合がありますので、最新の情報は市ホームページ等でご確認ください。

川崎市セーフティネット保証

検索

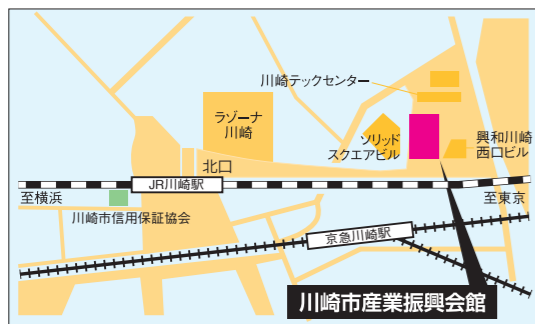


川崎市セーフティネット保証

お問合せ

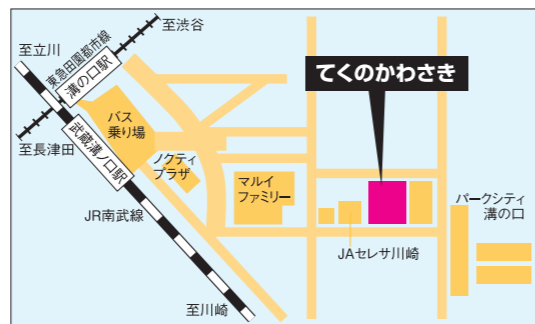
■融資制度全般・認定窓口について

川崎市経済労働局経営支援部金融課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20
川崎市産業振興会館5階
電話 044-544-1846・1847
FAX 044-544-3263



受付時間: 8時30分~12時、13時~17時(ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く)
URL: <https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/77-33-0-0-0-0-0-0-0.html>
(川崎市ホームページのメニューから「事業者」⇒「中小企業支援」⇒「融資」)

川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10
てくのかわさき3階
電話 044-812-1112・1113
FAX 044-812-2075



■川崎市信用保証協会

川崎・幸・中原区担当

川崎市信用保証協会 企業支援課
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66
電話 044-211-0501
FAX 044-222-1993



受付時間: 9時~17時15分(ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く)
URL: <https://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

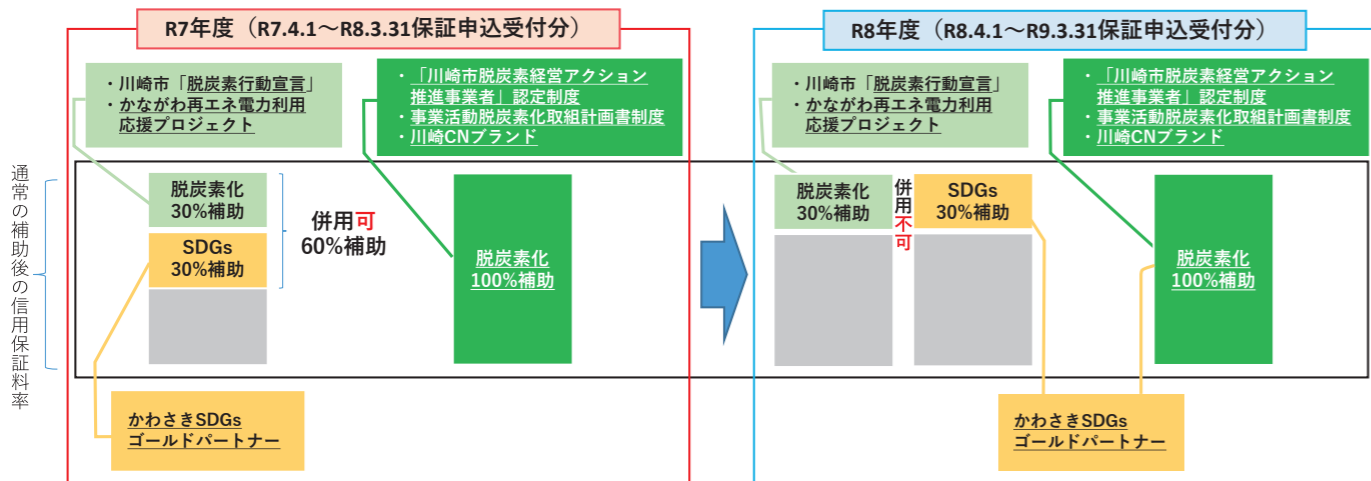
高津・宮前・多摩・麻生区担当

川崎市信用保証協会 北支所企業支援課
〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1
かながわサイエンスパーク西棟 407号
電話 044-850-0055
FAX 044-833-1313



SDGs・脱炭素化取組支援融資の改正

令和7年度に創設したSDGs・脱炭素化取組支援融資について、100%補助の場合の要件等を変更しました。



- ※既に補助がある場合は、補助後の信用保証料率に適用します。
- ※脱炭素化取組支援の30%補助対象事業を複数行っても補助率は30%です。
- ※事業者選択型経営者保証非提供制度による上乗せ信用保証料(年0.250%又は年0.450%)は、補助の対象外です。

SDGs・脱炭素化取組支援融資対象制度及び対象事業

川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」において認証を取得した事業者(ゴールドパートナー)の先進的なSDGsの取組を促進するため、通常の補助後の信用保証料(事業者負担分)の**30%を市が追加で補助**します。

また、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を促進するため、「川崎市『脱炭素行動宣言』」などを行った事業者に対して、通常の補助後の信用保証料(事業者負担分)の**30%を市が追加で補助**します。さらに「『川崎市脱炭素経営アクション推進事業者』認定制度」において認定を受けた事業者などに対しては**信用保証料を100%補助**します。

なお、令和8年度から、100%補助については「かわさきSDGsゴールドパートナー」であることを要件に追加します。さらに、SDGs30%補助と脱炭素化30%補助を併用した場合の**60%補助を利用することはできません**。

■SDGs・脱炭素化取組支援融資対象制度 (P.7、P.8「★」印のついている資金)

振興資金(設備強化支援資金、短期継続資金、協調支援型特別資金、モニタリング強化型特別資金を含む)、小規模事業資金(短期サポート・小口サポート・ミニを含む)、小口零細対応小規模事業資金

■SDGs・脱炭素化取組支援融資対象事業

1. SDGs対象事業 (30%補助)

・「かわさきSDGsゴールドパートナー」

申請方法: 届出書及び認証書の写しを取扱金融機関へご提出ください。
URL: <https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-10-6-0-0-0-0-0-0-0.html>
お問合せ: 川崎市総務企画局共創推進室 電話 044-200-0374



2. 脱炭素化対象事業 (30%補助)

・「川崎市『脱炭素行動宣言』」※

申請方法: 届出書及び認証書の写しを取扱金融機関へご提出ください。
URL: <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144394.html>
お問合せ: 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話 044-200-3871



・「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」

申請方法: 届出書、認定証及び契約書の写しを取扱金融機関へご提出ください。
URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/re100project.html>
お問合せ: 神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 電話 045-210-4090



3. 脱炭素化対象事業 (100%補助)

100%補助事業は各事業の申請書類に加え、「1. SDGs対象事業」の申請書類も必要です。

・「『川崎市脱炭素経営アクション推進事業者』認定制度」※

申請方法: 届出書及び認定書の写しを取扱金融機関へご提出ください。
URL: <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000173579.html>
お問合せ: 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話 044-200-0369



・「事業活動脱炭素化取組計画書制度」

申請方法: 届出書を取扱金融機関へご提出ください。
URL: <https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-4-26-1-0-0-0-0-0-0.html>
お問合せ: 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2545



・「川崎CNブランド」

申請方法: 届出書及び認定証の写しを取扱金融機関へご提出ください。
URL: <https://www.k-co2brand.com>
お問合せ: 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話 044-200-3872



※「『川崎市脱炭素経営アクション推進事業者』認定制度」又は「川崎市『脱炭素行動宣言』」の認定が取り消された又は取り下げた場合(詳細は上記お問合せ先まで)、以後、SDGs・脱炭素化取組支援融資の脱炭素化対象事業(上記2~3)の利用ができなくなることがあります。

ご利用いただける方	制度名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率(市等補助後) ⇒市等補助料率	資金使途・期間	備考	
資金繰りの安定化を図りたい方 中小企業者等の方全般、 振興資金	振興資金★	中小企業者等の方	中小企業者 2億円	(短期)1年以内 年2.1%以内 (長期)1年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.9%以内 7年超 年3.1%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.450%~1.900% ⇒川崎市：補助なし	(短期)運転資金・設備資金1年以内 (据置6か月以内を含む) (長期)運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)		
	設備強化支援資金★		協同組合等 4億円	5年以内 年2.4%以内 5年超10年以内 年2.6%以内 10年超 年3.0%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1		設備資金15年以内 (据置1年以内を含む)		
	短期継続資金★	1 法人の場合：川崎市内に本店又は事業所を有し、次の(1)~(5)のすべてに該当するもの 2 個人事業主の場合：川崎市内に住所又は事業所を有し、次の(1)~(5)のすべてに該当するもの (1)1期以上の決算(確定申告を含む)を行っていること (2)保証申込時点で1年以上の与信取引があること (3)既存債務の返済条件緩和が行われていないこと (4)直近の決算において債務超過となっていないこと (5)川崎市信用保証協会の保証付き短期継続融資を並行して利用していないこと	5,000万円	金融機関所定利率 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1		運転資金1年以内 (一括返済に限る)		
	協調支援型 特別資金★	中小企業者等の方で、次の1・2のいずれかの要件を満たす場合 1 当該保証付融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資※4を同時実行する場合 2 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	(短期)1年以内 年2.1%以内 (長期)1年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.9%以内 7年超 年3.1%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.300%~1.430% ⇒川崎市：補助なし 国：年0.110%~ 0.630%補助後の料率	運転資金10年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置3年以内を含む) ※運転設備資金の場合は設備資金 と同様の期間	協調支援型特別保証制度申込人資格 要件申告書兼誓約書(第14号様式) が必要 融資対象者2はさらに協調支援型特 別保証制度用経営行動計画書(第15 号様式)が必要	
	NEW!! モニタリング強化型 特別資金★	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者の方 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る			年0.230%~0.950% ⇒川崎市：補助なし 国：年0.220%~ 0.950%補助後の料率	※モニタリング強化型特別保証制度申 込人資格要件申告書兼誓約書(第17 号様式)が必要	モニタリング強化型特別保証制度申 込人資格要件申告書兼誓約書(第17 号様式)が必要	
小規模な事業 を営む方	小規模事業資金★	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の方	3,500万円	3年以内 年2.2%以内 3年超5年以内 年2.4%以内 5年超 年2.5%以内	保証債務残高1,500万円以下 年0.383%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~ 0.950%補助後の料率 保証債務残高1,500万円超 年0.383%~1.710% ⇒川崎市：年0.000%~ 0.500%補助後の料率	運転資金・設備資金8年以内 (据置1年以内を含む)		
	短期サポート型★		2,000万円	年1.6%以内		運転資金・設備資金1年以内 (据置6か月以内を含む)		
	小口サポート型★		2,000万円	年1.8%以内	年0.225%~0.950% ⇒川崎市：年0.225%~ 0.950%補助後の料率	運転資金・設備資金5年以内 (据置1年以内を含む)		
	ミニ★		300万円	年1.7%以内		運転資金4年以内 (据置6か月以内を含む)		
	小口零細対応 小規模事業資金★	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者の方(◎・▲)	2,000万円	3年以内 年1.9%以内 3年超5年以内 年2.1%以内 5年超8年以内 年2.2%以内 8年超 年2.3%以内	年0.450%~1.100% ⇒川崎市：年0.000%~ 1.100%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	全国の信用保証協会による既存 保証付融資残高との合計で、 2,000万円の範囲内となる 新規の保証に限る	
川崎市に進出を 考えている方	産業立地促進資金	川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅(資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人)・中小企業者等の方	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 年2.6%以内 設備資金 年2.7%以内	保証付きの場合 年0.450%~1.900% ⇒川崎市：補助なし	運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金15年以内 (据置1年以内を含む)※2		
	企業立地促進資金	1 土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業 拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する方 2 川崎市内のインキュベーション施設(かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハ ブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター)に入居し た方のうち川崎市内に移転する方	2億8,000万円	年2.5%以内	年0.225%~0.950% ⇒川崎市：年0.225%~ 0.950%補助後の料率	運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)※2	川崎市の確認(第6号様式)が必要	
新たな取組をする方	創業支援資金	アーリーステージ 対応資金	1 事業を営んでいない個人で、具体的な開業計画を有し、1か月以内に新たに個人事業を開始する方又は2 か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方(認定特定創業支援等事業を受けて創業しようとする場 合はいずれも6か月以内)(◎・▲) 2 事業を営んでいない個人による開業で、開業後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 3 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、具体的な開業計画を有する方又は設立 後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 4 個人事業を開始したのち、同一事業で会社を設立した方で、かつ個人事業を開始してから5年未満の方 (1~4はいずれも創業関連保証を利用)(◎・▲) 5 開業後1年未満の中小企業者等の方(一般保証を利用)(▲)	3,500万円 ※3 1,000万円	年2.2%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年2.1%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年2.0%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.000% ⇒川崎市：年0.500%補助 + 川崎市信用保証協会： 年0.300%引下げ後の料率	運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置1年以内を含む) ※市内設備に限る	創業計画書(第7号様式)が必要 (税務申告を1期以上終えてい る方は省略可)
		女性・若者・シニア 起業家支援資金	上記アーリーステージ対応資金の1~4のいずれかの要件を満たし、代表者が「女性」「30歳未満」「50歳以上」 のいずれかに該当する方(創業関連保証を利用)(◎・▲)	3,500万円 ※3	年2.1%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年2.0%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.9%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.000% ⇒川崎市：年0.500%補助 + 川崎市信用保証協会： 年0.300%引下げ後の料率		
	スタートアップ 創出促進資金	国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の資格要件を満たす中小企業者等の方(会社のみ対象) 保証申込受付時点において税務申告を1期終了していない創業者については、創業資金総額の1/10以上の 自己資金を有すること (経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証(SSS保証)を利用)(◎・▲)	3,500万円 ※3	年2.2%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年2.1%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年2.0%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.500% ⇒川崎市：年0.500% 補助後の料率	運転資金10年以内 設備資金10年以内 (いずれも据置1年以内を含むが、 金融機関のプロパー融資※4と同 時に実行又はプロパー融資残高が ある場合は据置3年以内とする)	創業計画書(第8号様式)が必要	
中小企業者等の方全般	流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等の方(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	2億5,000万円	年2.5%以内	年0.340% ⇒川崎市：年0.340% 補助後の料率	運転資金・設備資金1年以内		

・責任共有制度の対象外となる資金は、(◎)印で示してあります。
・特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示してあります。
・★印の資金については、「SDGs・脱炭素化取組支援融資」の取扱いが可能です(詳しくは5~6ページ参照)。
・なお、信用保証料率で「⇒川崎市：補助なし」と記載がある資金についても★印がついているものは「SDGs・脱炭素化取組支援融資」の対象となります。
・信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります(市の補助の対象外です)。
※1 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。
※2 運転資金の資金使途は移転費用等に限り、設備資金の資金使途は、土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限り、
※3 融資限度額は、創業関連保証・再挑戦関連保証・スタートアップ創出保証は併せて3,500万円まで(市融資制度分以外も含む)です。
※4 「プロパー融資」とは、信用保証協会の保証を付さない融資のことです。

ご利用いただける方	制度名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率(市等補助後) ⇒市等補助料率	資金使途・期間	備考							
売上や利益が減少している方	不況対策資金(5年型)	1 最近3か月間又は6か月の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米関税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)	3,000万円	年1.8%以内	年0.450%~0.950% ⇒川崎市:年0.000%~0.950%補助後の料率	運転資金・設備資金5年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関による確認書(第3号(1)様式又は第3号(2)様式)が必要							
		2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米関税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)		年1.7%以内										
		3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方		年1.8%以内										
		4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方												
		5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用)												
	不況対策資金(10年型)	1 最近3か月間又は6か月の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米関税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)	8,000万円	年2.0%以内	年0.450%~0.950% ⇒川崎市:年0.000%~0.950%補助後の料率	年0.450%~0.950% ⇒川崎市:年0.000%~0.950%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関による確認書(第3号(1)様式又は第3号(2)様式)が必要						
		2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米関税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)		年1.9%以内										
		3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方												
		4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方												
		5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等の方及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等の方												
6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)														
7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)														
8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用)														
危機対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(危機関連保証を利用)※5	2億8,000万円	年2.0%以内	年0.400% ⇒川崎市:年0.400%補助後の料率	年0.400% ⇒川崎市:年0.400%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置2年以内を含む)	市町村又は特別区の認定書が必要							
災害対策資金	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方	8,000万円	年1.9%以内	年0.450%~0.950% ⇒川崎市:年0.000%~0.950%補助後の料率	年0.450%~0.950% ⇒川崎市:年0.000%~0.950%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	り災証明書が必要							
	中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)						市町村又は特別区の認定書が必要							
	激甚災害対策資金						国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(◎)(災害関係保証を利用)	2億8,000万円	り災証明書が必要					
【経営力強化を図りたい方】 伴走支援型 経営力強化資金	1 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(経営力強化保証を利用)	1億円	年1.9%以内	一般枠(4~12月) 年0.135%~0.525% ⇒川崎市:年0.315%~1.225%補助後の料率 一般枠(1~3月) 年0.225%~0.875% ⇒川崎市:年0.225%~0.875%補助後の料率 セーフティネット枠(4~12月) 年0.230% ⇒川崎市:年0.535%補助後の料率 セーフティネット枠(1~3月) 年0.383% ⇒川崎市:年0.382%補助後の料率	年0.135%~0.525% ⇒川崎市:年0.315%~1.225%補助後の料率 一般枠(1~3月) 年0.225%~0.875% ⇒川崎市:年0.225%~0.875%補助後の料率 セーフティネット枠(4~12月) 年0.230% ⇒川崎市:年0.535%補助後の料率 セーフティネット枠(1~3月) 年0.383% ⇒川崎市:年0.382%補助後の料率	運転資金5年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本資金によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 (据置1年以内を含む) ※融資対象者2の場合はコロナ関連融資からの借換えのみ。	経営力強化保証申込資格要件等届出書(第13号様式)及び事業行動計画書(申込人が策定したもの)が必要 セーフティネット保証5号の場合は上記に加えて、市町村又は特別区の認定書 ※借換えも含み全て責任共有対象							
	2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受け、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(経営力強化保証を利用)													
	借換支援資金							保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等の方	2億8,000万円	年2.1%以内	保証承諾額(残高)8,000万円以下 年0.450%~0.950% ⇒川崎市:年0.000%~0.950%補助後の料率	年0.450%~0.950% ⇒川崎市:年0.000%~0.950%補助後の料率	運転資金10年以内 (据置1年以内を含む)	事業計画書(第5号様式)が必要
	条件変更改善型借換資金							保証付融資の全部又は一部について、返済条件を緩和している中小企業者等の方であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(条件変更改善型借換保証を利用)	2億8,000万円	10年以内 年2.1%以内 10年超 年2.6%以内	保証承諾額(残高)8,000万円超 年0.450%~1.900% ⇒川崎市:補助なし	年0.450%~1.900% ⇒川崎市:補助なし	運転資金15年以内 (据置1年以内を含む) ※新規融資を含む場合、据置は2年以内	川崎市信用保証協会が定める書類が必要
取り業再建方に	企業再建資金	再建計画等を策定し、償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等の方 (1)神奈川県中小企業活性化協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方 (2)川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方 (求償権消滅保証(◎)を利用)	2億8,000万円	年2.8%以内	年0.225%~1.100% ⇒川崎市:年0.225%~1.100%補助後の料率	年0.225%~1.100% ⇒川崎市:年0.225%~1.100%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	川崎市信用保証協会が定める書類が必要						
	経営改善サポート型企業再建資金	経営サポート会議や神奈川県中小企業活性化協議会、認定経営革新等支援機関等の支援を受け策定した事業再生等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方(事業再生計画実施関連保証(一部◎)を利用)(▲)		10年以内 年2.3%以内 10年超 年2.8%以内	年0.340%又は年0.400% ⇒川崎市:年0.340%又は年0.400%補助後の料率	年0.340%又は年0.400% ⇒川崎市:年0.340%又は年0.400%補助後の料率	運転資金・設備資金15年以内 (据置1年以内を含む)	川崎市信用保証協会が定める書類が必要						
事業承継を行う方	事業承継特別保証資金	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者等の方 (1)川崎市信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①~④に定める全ての要件を満たすこと なお、①~③については、川崎市信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、川崎市信用保証協会への申込日時に満たしていることを要するものとする ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入がないこと	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.9%以内	年0.000%~0.950% ⇒川崎市:年0.200%~1.150%補助後の料率	年0.000%~0.950% ⇒川崎市:年0.200%~1.150%補助後の料率	事業資金10年以内 (据置1年以内を含む)	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の(1)(2)と、状況により(3)~(5)の書類が必要 (1)事業承継計画書、(2)財務要件等確認書 既往借入金を借り換える場合 →(3)借換債務等確認書 既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むとき →(4)他行借換依頼書兼確認書 信用保証料0%(市全額補助)の場合 →(5)ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ※プロパー融資※4も借換え対象						

・責任共有制度の対象外となる資金は、(◎)印で示してあります。
・特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示してあります。
・信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります(市の補助の対象外です)。

※5 大規模な経済危機や災害発生時に、国が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。

(広告)

経営に関するお悩みは かわしんへ

例えばこんなお悩みを
解決いたします。

創業・新分野進出

販路拡大

SDGs

知的財産活用

事業承継・M&A

経営改善

資金調達

ご相談はwebフォームを
ご利用ください

経営課題



資金調達



<https://www.kawashin.co.jp/>

かわしん 検索 ホームページTOP>お問い合わせ>
その他>メールでのお問い合わせ



川崎信用金庫

お電話でのお問い合わせ
(フリーダイヤル)

0120-502-456

受付時間／午前9:00～午後5:00
(土・日・祝日及び12月31日～1月3日を除く)

2024年9月現在



YOKOHAMA

横浜フィナンシャルグループ

事業資金のご相談なら

詳しくはコチラ ▶



ビジネスローンプラザ

0120-76-4580

あなたと共に。未来を育てる。



YOKOHAMA

横浜フィナンシャルグループ

～下記店舗にご相談ください。～

川崎支店・加瀬支店

044-355-4321

<https://www.higashi-nipponbank.co.jp/>



きらぼし銀行

<https://www.kiraboshibank.co.jp>

登戸支店・稲田堤支店

梶ヶ谷支店・久地支店

新百合ヶ丘支店／川崎法人営業部

神奈川銀行は、地域の身近な銀行として
経営上のさまざまなニーズにお応えします！



<https://www.kanagawabank.co.jp>

川崎支店 TEL.044-244-7538

中原支店 TEL.044-722-9121

あなたと共に。未来を育てる。



YOKOHAMA

横浜フィナンシャルグループ

《よこしん》は地域の
中小企業をサポートします！

川崎支店

044-522-3161

千年支店

044-777-7011

平間支店

(川崎支店内)
044-522-3161

京浜法人支店

03-6715-8316

このまちの未来をともに作る



<https://www.yokoshin.co.jp>

芝信用金庫

川崎市内の店舗

新城支店 044-788-3661

溝ノ口支店 044-888-2241

(預金特化型店舗) ※ 溝ノ口支店のご融資受付は、新城支店になります

武蔵小杉支店 044-733-0166

※ 幸支店・川崎大師支店は、尻手駅前支店の店舗内店舗として

営業しております

尻手駅前支店・幸支店・川崎大師支店 045-575-1141



この街の“ホームドクター”
しばしんが豊かな暮らしを応援します。



城南信用金庫は

地域の皆様のお困りごとを解決する
お客様応援企業をめざします！



Cinnamoroll

© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664638

城南信用金庫

＝川崎市内 6店舗＝

溝ノ口支店 044 (833) 0321

生田支店 044 (922) 0141

宮前平支店 044 (866) 9121

元住吉支店 044 (411) 2141

中原支店 044 (711) 3651

鷺沼支店 044 (854) 2511

シナモロールは城南信用金庫のイメージキャラクターです。

夢と未来のサポーター

さわやか信用金庫

経営課題を解決します

お気軽にご相談ください



川崎支店 044-366-1234

鷺沼支店 044-866-8451

平間支店 044-555-3821



大正10年創業

ホームページはこちら



感謝をこめて

これからも皆様と共に

事業に関するさまざまな課題のサポート
ご相談はくせたしん>の窓口へ

世田谷信用金庫
宮崎台支店

川崎市宮前区宮崎 2-11-20 TEL.044-877-4441

街にいい風 あなたにいい風

SHONAN

湘南しんきんは中小企業を応援します

詳しくは湘南しんきんホームページへ

街にいい風

湘南しんきん



多摩信用金庫

URL: <https://www.tamashin.jp>

永山支店

多摩市諏訪 2-12 アクロスビル 3階

TEL: 042-356-2511

稲城矢野口支店

稲城市矢野口 220

TEL: 042-379-3451

かなしん
フィナンシャルグループ

RISURU
© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROV. NO. L002019



かなしんが皆さまの夢の実現や
お悩みの解決をサポートします

鶴見支店

☎045-573-0851

都筑センター
支店

☎045-511-8155

かながわ信用金庫
かなしん

